

# 葬儀後の諸手続き一覧

どうぞご利用ください！



各種年金や相続登記等のお手伝いには提携事務所を斡旋いたします。

チェック		項目	窓口	備考
諸手続き一覧		生命保険金の受取り手続き	生命保険会社	勤務先で加入している保険や生命保険付き住宅ローンがあれば手続きします。
		厚生年金保険受取りの裁定請求	最終勤務先を管轄する社会保険事務所	死亡日から5年間裁定請求をしないと年金受給権が消滅します。
		国民年金（遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金）受取りの裁定請求	住所地の市区町村の国民年金課	「寡婦年金」「遺族基礎年金」「死亡一時金」の同時受給はできません。死亡日から5年間裁定請求をしないと年金受給権が消滅します。
		労災による死亡の遺族（補償）年金、一時金の受取り手続き	所轄労働基準監督署	労災保険の年金で、業務上または通勤上の傷病で死亡したとき給付されます。
		埋葬料（費）または葬祭料の受取り手続き（社会保険・国民健康保険）	会社の総務課、社会保険事務所（社会保険）、市区町村の国民健康保険課	葬祭費は市区町村ごとに金額や名目、支給制度が異なります。健康保険の扶養家族の死亡には家族埋葬料が支給されます。
		医療費控除による税金の還付手続き	所轄の税務署	原則として一定額を超える医療費は、確定申告の控除の対象となります。
		雇用保険の資格喪失の届出	公共職業安定所	失業給付の受給資格者が死亡時に、支給されるべき失業給付でまだ支給されていないものがある場合には一定の範囲の遺族が支給を請求できます。
		社会保険の資格喪失の届出	所轄の社会保険事務所	健康保険被保険者証の添付が必要です。
		所得税の確定申告	所轄の税務署	年の途中で亡くなったときは死亡後4ヶ月以内に確定申告をします。前年度の申告が済んでいないときは、あわせて行ないます。
		埋葬許可証（火葬許可証）	市区町村役場	納骨のときに必要です。寺院または墓地管理事務所へ提出します。
		遺産分割協議書の作成	弁護士等	不動産・銀行預金等いろいろな財産相続手続きに必要です。
		扶養控除移動申告	会社	年末調整や会社の家族手当支給と関係します。
		非課税貯蓄の死亡申告	銀行、証券会社、郵便局など	預貯金等を相続した人が、あらためて課税扱い、非課税扱いの申告をします。
		所得権移転登記・登録	法務局、陸運事務所など	登記・登録の必要な相続財産を確認します。
		相続税の申告	所轄の税務署	添付書類が多いので、税務署の窓口に確認します。
		借地・借家の契約	家主・地主	特に手続きは必要としませんが、挨拶をするほうがよいでしょう。
		株式・社債・国債の名義変更	各証券会社など	無記名債券でも（優）扱等所有者の名義が関係している場合があるので、注意します。（優）制度有効のある年度まで
		貸付金・借入金の権利移転・債務継承通知手続き	貸付、借入先	相続を放棄したり、遺産の範囲内に限定して相続するようなときは家庭裁判所で手続きをします。
		銀行預金・郵便貯金の引出しと相続手続き	各銀行、郵便局	銀行等が死亡の事実を知ってから、相続の手続きが完了するまで支払いは停止されます。

☆この他にも状況により様々な手続きが必要です。  
☆制度が変わる事もありますのでご留意下さい。

多額の借金があって、不動産や預貯金などを処分してもマイナスになるような場合は、相続人が死んだ人の借金を払うために自分の財産まで出さなくともいいように、相続を放棄することができます。

プラスになるかマイナスになるか分からないときは、「限定承認」（相続した財産内での借金弁済）をすることもできます。

相続の放棄と限定承認のいずれの場合も、相続開始から三ヶ月以内に家庭裁判所に手続きをとらなければなりません。

## 遺産総額から引かれる葬儀費用

亡くなった人の葬儀費用は遺産の総額から差し引かれます。葬儀費用とは、葬儀に要した費用のこと、通夜、葬儀・告別式などの費用、遺体の搬送、火葬、謝礼など、葬儀に係わる費用の大部分が含まれます。

宗教者への支払いであるお布施、玉串料、ミサ料、記念献金なども、葬儀費用として認められます。最近は、事情を話せば、宗教者からも領収証を出してもらえるようになってきています。領収証がない場合でも、きちんと帳面に記帳してあれば、税務署は認めてくれます。心付けも同様です。

ただし、次のようなものは、葬儀費用に含まれません。

- ・香典返しの費用
- ・死後に作った墓所、墓石の費用
- ・初七日その他法要などのための費用

香典は、常識的な金額であるかぎり、収入とはみなされません。そのかわり、香典返しの費用は遺産総額から控除されないわけです。

また、墓や法要などのような、葬儀・告別式を終えたものの費用は、葬儀の経費として認められません。